

# 『接続料研究会』

## - ご説明資料 -

2019年5月14日  
ソフトバンク株式会社

## 1. はじめに

## 2. 主な論点に対する弊社の考え

- 対象機能
- 予測値の算定方法
- 精度の高い算定の確保
- 算定方法の検証・見直し
- 予測値の算定期間等
- 予測と実績の乖離の調整
- 原価等算定の精緻化

## 3. その他質問に対する弊社の考え

## 1. はじめに

## 2. 主な論点に対する弊社の考え

- 対象機能
- 予測値の算定方法
- 精度の高い算定の確保
- 算定方法の検証・見直し
- 予測値の算定期間等
- 予測と実績の乖離の調整
- 原価等算定の精緻化

## 3. その他質問に対する弊社の考え

- **MVNOの事業運営における予見性確保のため、本件に関して弊社はできる限りの対応を行う所存です。**
- **一方で、認可制である第一種指定電気通信設備制度（以下「一種指定制度」）と届出制である第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定制度」）の制度上の主旨の違いも踏まえ、少なくとも一種指定制度の規制内容以上の過剰な規制とならないようにご配慮いただきたいと考えます。**
- **また、今後本研究会内での検討や検証において取り扱う個社情報に関し、非公開情報や各社のノウハウに該当する情報に関しては、本検討会の構成員限りとしていただきたいと思います。**
- **なお、今後の検討とされている5Gサービスについては、接続料の在り方を含め別途検討されるべきものと考えます。**

## 1. はじめに

## 2. 主な論点に対する弊社の考え

- 対象機能
- 予測値の算定方法
- 精度の高い算定の確保
- 算定方法の検証・見直し
- 予測値の算定期間等
- 予測と実績の乖離の調整
- 原価等算定の精緻化

## 3. その他質問に対する弊社の考え

## 論点

- ① データ伝送交換機能のみ将来原価方式により算定しなければならないこととすることについて、見解をお教えてください。

## 弊社の考え

- 将来原価方式の対象は、データ伝送交換機能として規定されているもののうち、MVNO事業に与える影響の大きさを考慮し、MVNOとの取引金額の占める割合が大きいデータ伝送交換機能（帯域料金）に限定すべきと考えます。
- 回線管理機能費・SIM料金については、取引の金額規模も小さく、更にSIM料金については、調達価格に依存するため将来原価方式の対象になじまないことから、対象外とすべきと考えます。
- 将来原価方式の算定の対象の考え方は、一種指定制度において事業者判断となっている一方で、二種指定制度においてのみ必須化するのであれば、上記のように、必要最小限に留めるよう配慮頂きたいと考えます。

## 論点

- ② 具体的な予測値の算定方法を予め定める必要があるか、定めることとする場合、どのような方法とすることが適切か、見解をお教えてください。
- ③ 「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」、「需要」のほか、予測値の算定対象とすることが適切と考えられる項目があれば、お教えてください。
- ④ 予測値の算定は、原則として、事業計画を用いて行うこととし、その補完として過去の実績値からの推計を用いることとするについて、見解をお教えてください。
- ⑤ 事業計画について、どのような項目について、どのような周期で、何年度分、いつ頃策定しているのか、お教えてください。公表しているものだけでなく、可能な範囲で、内部で作成されているものも含めてお教えてください。

## 弊社の考え

- 将来予測における費用項目の共通化など、最小限のルールを設けることには一定の合理性があると考えます。
- ただし、事業運営上の事情が各社毎に異なることを踏まえ、①事業計画ベースとする、あるいは②過去実績からの推計ベースするなどの予測方法の選択については、各社の判断に委ねるべきと考えます。

構成員限り



## 論点

- ⑩ 予測接続料と実績接続料の差額が大きくなるような措置について、見解をお教えください。

## 弊社の考え

- MNOにおいて、意図的に差額を大きくするインセンティブはなく、一定のルールに則って算定するものであることから、**特別な措置は不要**と考えます。
- 仮に、キャッシュフロー面での負担についてMVNO側で一定のコントロールを図りたい等の要望がある場合には、現行ルールで適用されている所謂「支払猶予制度」のように、**算定結果（予測値）とは別の暫定値をMVNO側に選択していただく**といった方法もあわせて検討可能と考えます。

## 論点

- ⑪ 予測値の算定方法について、その適正性を検証し、必要に応じて見直しを行うことを毎年度繰り返し行っていくことについて、見解をお教えてください。

## 弊社の考え

- 予測値の算定方法の適正性を検証することに異論はありませんが、単年度での予測値の評価は困難であり、少なくとも複数年の傾向をみたうえで、適正性の検証をすべきと考えます。
- また、算定方法は一種指定制度においても毎年度見直しをしている実績はなく、二種指定制度において毎年度の見直しとすることは過剰規制と考えます。

## 論点

- ⑫ 3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うこととすることについて、見解をお教えください。

## 弊社の考え

- 環境変化の大きいモバイル事業については、単年度の予測値とすることが適切と考えます。
- 仮に、3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うのであれば、2年目以降はあくまでも参考値の扱いとし、過去実績ベースによる推計のみとするなど、一定の簡易化とあわせて検討していただきたいと考えます。
- 一種指定制度においても、複数年度の将来予測を毎年度繰り返し行うことは実施していないため、仮に毎年度行うのであれば、上記についてご配慮いただきたいと考えます。

## 論点

- ⑬ 接続料算定期間の早期化について、見解をお教えてください。また、予測値に基づく接続料の算定について、算定期間の早期化と算定の精緻化の関係について、見解をお教えてください。
- ⑭ 現在、接続料の届出が年度末となっているところ、接続会計整理後、届出までになぜそれだけの期間を要しているのか、具体的に接続料算定に係る作業を時系列で示しつつ、お教えてください。

## 弊社の考え

- 実績原価による接続料算定は、現状でもデータ集計・算定業務の作業等から10ヶ月程度の期間を要しており、本件に係る算定方式の見直しにより、実績原価の算定に加え、将来原価の予測を毎年度実施するとなれば、**作業工数や複雑性が増大するため、算定期間の短縮は不可能**と考えます。

構成員限り

- なお、算定方式の見直し等により、**予測値を提示することで相対的に算定期間早期化の必要性は低くなる**ことから、これら状況変化も考慮の上、算定期間早期化にかかる取組みの必要性の有無やその程度について検討いただきたいと考えます。

## 論点

- ⑮ 予測と実績の乖離による差額について、何らかの調整を行うべきか否か見解をお教えてください。
- ⑯ 何らかの調整を行うこととした場合、「精算」と「乖離額調整」のどちらの方法が適当か、具体的に両者の得失を示しつつ、お教えてください。
- ⑰ 「精算」か「乖離額調整」のいずれかを導入する場合、導入に当たり、何か留意すべき点があれば、お教えてください。

## 弊社の考え

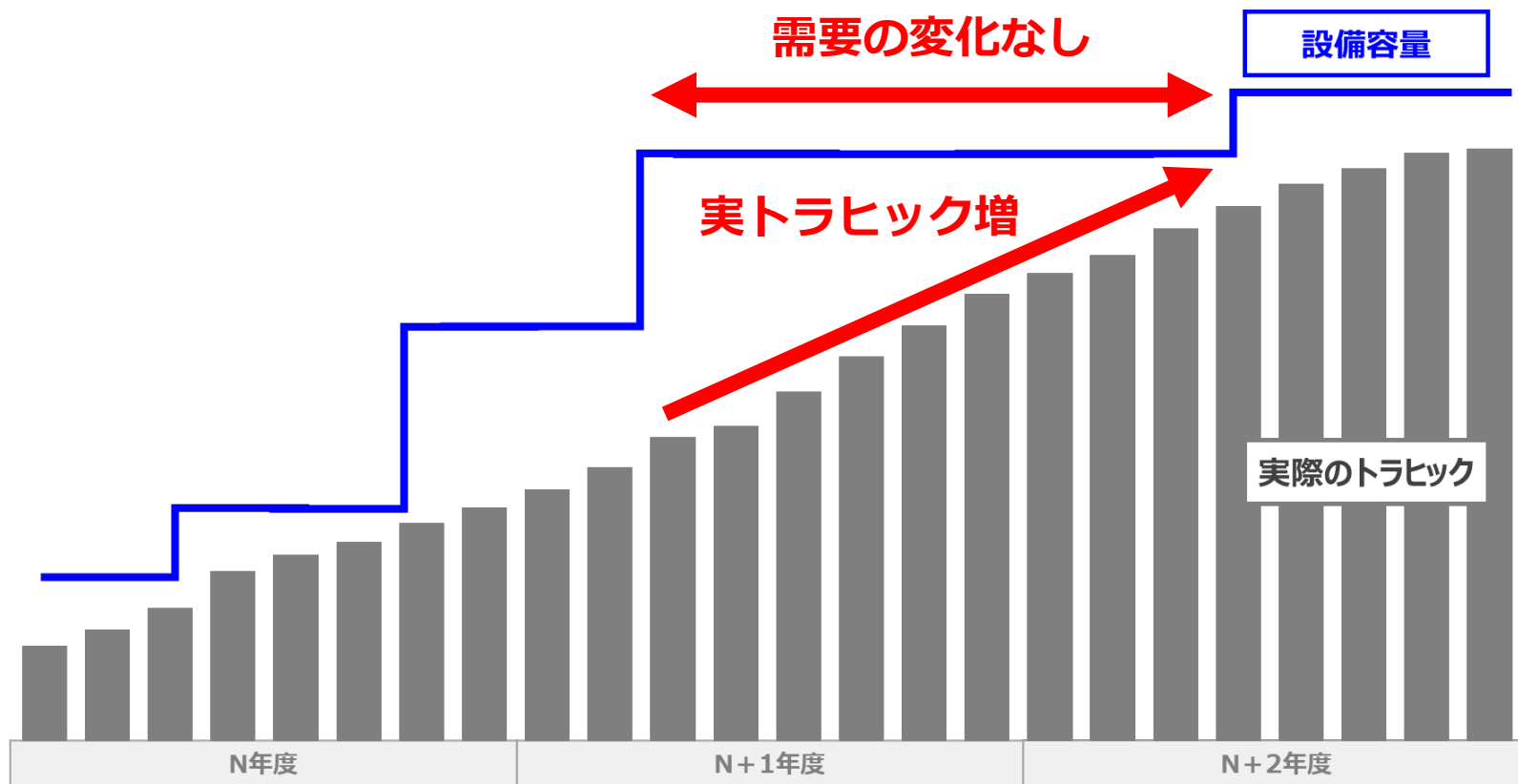
- MVNOの予見性を高めるために予測値を提示することが目的であり、それにより発生する差額についてMNOがリスクを負う理由は無いため、差額の調整は必須と考えます。
- 調整の方法については、MVNOの市場参入や撤退が発生すること、特定のMVNOにおいて利用帯域が大幅に増大した場合に乖離額調整を行うと負担の不公平が発生する可能性があること等から、実際に差額の発生した利用年度の利用帯域をもとに、都度精算を行う方法が公平性の観点から望ましいと考えます。

## 論点

- ⑬ 需要とは具体的に何の値なのか。実トラヒックの増加に比べ需要の増加が低いのではないかと指摘があるが、実トラヒックの変化と需要の変化にはどのような関係があるのか。

## 弊社の考え

- ガイドラインに則り、設備容量の値を需要として扱っています。
- 実トラヒックと設備容量（需要）の増加傾向が異なるのは、例えば、急激なトラヒック増を見越した設備増設の前倒し、あるいはトラヒック増を吸収できる設備容量が十分にあり設備投資を後倒しするといったことが要因として挙げられます。（※次ページ参照）
- 上述の通り、実利用（トラヒック）に必ずしも連動した接続料となっていないこと、現状の設備容量を需要とした算定においては、将来需要に対応した設備分についてMNOがその多くを負担する構造になっていることなどから、**本来は設備容量ではなく、実トラヒックを需要とすべき**と考えます。
- 例えば、NTT東西殿においても光ファイバやNGN優先パケット識別機能等においては、すべて実需要ベースで算定されています。



1. はじめに
2. 主な論点に対する弊社の考え
  - 対象機能
  - 予測値の算定方法
  - 精度の高い算定の確保
  - 算定方法の検証・見直し
  - 予測値の算定期間等
  - 予測と実績の乖離の調整
  - 原価等算定の精緻化
3. その他質問に対する弊社の考え



	質問	弊社の考え
⑥	<p>「設備管理運営費」については「移動電気通信役務収支表」の費用区分、「正味固定資産額」については「役務別固定資産帰属明細表」の資産区分ごとに予測値の算定方法を設定し、予測値の算定を行わなければならないこととすることについて、見解をお教えてください。</p>	<p>費用区分、資産区分ごとに過去の実績をベースとした傾向から予測値を算定することは可能と考えますが、それをさらに細分化して算定することについては困難です。</p>
⑦	<p>上記費用区分、資産区分について、予測値の精緻な算定を行うため、可能な範囲で、それらをさらに細分して算定を行わなければならないこととすることについて、見解をお教えてください。</p>	<div style="border: 2px solid red; height: 100px;"></div>
⑧	<p>上記費用区分、資産区分について、事業計画を用いて予測値の算定を行うこととした場合、具体的に、どの費用区分について、事業計画のどのような項目を用いて算定することが想定されるか、また、どの資産区分について、事業計画のどのような項目を用いて算定することが想定されるか、現時点での感触をお教えてください。</p>	<div style="border: 2px solid red; height: 100px;"></div>

構成員限り

	質問	弊社の考え
⑨	需要の予測値の合理的な算定方法について、お考えがあれば、お教えてください。	需要の予測値は、過去数年のトラヒック実績の傾向を基に個別事情を反映したものを算定することが適切と考えます。
⑱	移動電気通信役務に係る総費用からのデータ伝送役務に係る費用の抽出については、配賦整理書において一定の基準が示されているところ、データ伝送役務に係る費用からの回線容量課金対象費用の抽出、回線容量課金対象費用からの接続料原価対象費用の抽出について、具体的に費用項目ごとにどのような基準で抽出を行っているのか。	<b>構成員限り</b>
⑳	届け出られた需要の真正性を検証することについて、見解をお教えてください。	ガイドラインにおいて需要の定義が規定されており、当該ルールに則り算定していることから、基本的に真正性は担保されている認識です。なお、需要については前述のとおり、本来は設備容量ではなく、実トラヒックを用いる方がより公平な算定方法であると考えます。

	質問	弊社の考え
⑳	<p>接続料収入の推移をお教えてください。（年度ごとに、当該年度における暫定支払額、当該年度末の一次精算による精算額、翌年度末の二次精算による精算額（いずれも支払猶予を行わなかったとした場合の数値も併せて。少なくとも平成25年度以降のもの全て。））</p>	
㉑	<p>平成 25 年度以降の各年度末におけるMVNO（L2 接続を行うものに限る。）の社数、契約帯域幅（全MVNO の合計）及び回線数（全MVNO の合計）を教えてください。</p>	

構成員限り